

試 験 種 別	試 験 科 目
第 2 種 伝 送 交 換 主 任 技 術 者	法 規

問 1 次の問いに答えよ。

(小計 20 点)

(1) 次の A ~ D の文章は、電気通信事業法に規定する、定義について述べたものである。

内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4 点)

- A 電気通信役務とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
- B 電気通信とは、有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音声又は影像を送り、伝えること及びそれらの情報の処理を行うことをいう。
- C 電気通信業務とは、電気通信事業者が行う事業計画に係る業務をいう。
- D 電気通信事業とは、電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業をいう。

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ア)。

<(ア)の解答群>

- | | | |
|----------------|------------------|-----------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| Dのみ正しい | A、Bが正しい | A、Cが正しい |
| A、Dが正しい | B、Cが正しい | B、Dが正しい |
| C、Dが正しい | A、B、Cが正しい | A、B、Dが正しい |
| A、C、Dが正しい | B、C、Dが正しい | |
| A、B、C、Dいずれも正しい | A、B、C、Dいずれも正しくない | |

(2) 次の()~()の文章は、電気通信事業法に規定する、特別第二種電気通信事業に関する事項について述べたものである。 内の(イ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

- () 特別第二種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金(総務省令で定めるものを含む。)を定め、その実施前に総務大臣の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- () 特別第二種電気通信事業者は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、総務省令で定めるところにより、電気通信役務の管理規程を定め、事業の開始前に総務大臣の許可を受けなければならない。
- () 総務大臣は、特別第二種電気通信事業を営むための登録申請書を提出した者が、電気通信事業法又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者に該当するときは、その登録を拒否しなければならない。
- () 特別第二種電気通信事業者は、「総務省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様」又は「電気通信設備の概要」を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- () 総務大臣は、事業用電気通信設備が総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、特別第二種電気通信事業者に対し、その技術基準に適合した設備に取り替えることを命じ、又はその使用を禁止し、業務の運用の停止を命ずることができる。

同法に規定する内容に照らして、 (イ) が正しい。

<(イ)の解答群>

() () () () ()

(3) 次の文章は、電気通信事業法に規定する、特別第二種電気通信事業の種類について述べたものである。□内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

特別第二種電気通信事業は、①電気通信設備(専ら符号又は音響を伝送するためのものとして総務省令で定めるものをいう。)を不特定かつ多数の者の通信の用に供する第二種電気通信事業であって当該電気通信設備が、自らの電気通信役務の提供に用いる他の電気通信事業者の②専用通信回線(利用者(電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。))が指定する区間において電気通信事業者が設定する電気通信回線であって、専ら当該利用者の用に供するものをいう。)を介して③公衆通信回線設備(第一種電気通信事業者が設置する電気通信回線設備であって、交換設備を含むものをいう。)を相互に接続して電気通信役務を提供できるように構成されているもの及び本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する第二種電気通信事業とする。

同法に規定する内容に照らして、上記①～③の下線部分の語句は、□(ウ)。

<(ウ)の解答群>

①のみ正しい	②のみ正しい	③のみ正しい
①、②が正しい	①、③が正しい	②、③が正しい
①、②、③いずれも正しい	①、②、③いずれも正しくない	

(4) 次の文章は、電気通信事業法に規定する、業務の改善命令について述べたものである。同法の規定に照らして、□内の(工)、(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、□内の同じ記号は、同じ語句を示す。(2点×2=4点)

総務大臣は、第二種電気通信事業者の□(工)に関し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第二種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第二種電気通信事業者の□(工)が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるとき、又は第二種電気通信事業者が国際電気通信事業に関する条約その他の□(オ)により課された義務を誠実に履行していないため、特別第二種電気通信事業者が電気通信設備の接続若しくは共用若しくは卸電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行っているため若しくは第二種電気通信事業の経営によりこれと電気通信役務に係る需要を共通とする第一種電気通信事業の当該需要に係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該第二種電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、□(工)の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

<(工)、(オ)の解答群>

協定	国際約束	業務の実態	国際勧告
業務の方法	事業の運営	役務の態様	裁定

(5) 次の()、()の文章は、電気通信事業法に規定する、重要通信の確保について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- () 電気通信事業者は、①天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。②公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信であって総務省令で定めるものについても、同様とする。
- () 電気通信事業者は、③必要があるときは、総務大臣の命令により、電気通信業務の一部又は全部を停止することができる。

同法に規定する内容に照らして、上記①～③の下線部分の語句は、 (カ)。

<(カ)の解答群>

①のみ正しい

②のみ正しい

③のみ正しい

①、②が正しい

①、③が正しい

②、③が正しい

①、②、③いずれも正しい

①、②、③いずれも正しくない

- (1) 次のA～Cの文章は、電気通信事業法に規定する、電気通信主任技術者の選任及び電気通信主任技術者資格者証の交付について述べたものである。 内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。
- B 電気通信主任技術者資格者証は、電気通信主任技術者試験に合格した者、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者、また、これらの者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると総務大臣の指定する指定試験機関が認定した者に交付される。
- C 総務大臣は、次の()又は()に該当する者に対しては、電気通信主任技術者資格者証の交付を行わないことができる。
- () 電気通信主任技術者資格者証を受けている者で、電気通信事業法又はこの法律に基づく命令の規定に違反して電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から2年を経過しない者
- () 電気通信事業法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ア) 。

<(ア)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

- (2) 次の文章は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則に規定する、第二種電気通信事業者が総務大臣に報告を要する重大な事故について述べたものである。同法及び同規則の規定に照らして、 内の(イ)、(ウ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

電気通信事業者は、電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいその他総務省令で定める重大な事故が生じたときは、その旨をその (イ) とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

この総務省令で定める重大な事故であって、第二種電気通信事業に関するものは、電気通信役務の提供を停止された利用者の数が当該第二種電気通信事業の利用者の数の半数を超える事故であってその停止時間が (ウ) のものである。

<(イ)、(ウ)の解答群>

- | | | |
|--------|---------|--------|
| 理由及び対策 | 想定される原因 | 原因及び処置 |
| 理由又は原因 | 1時間以上 | 2時間以上 |
| 3時間以上 | 4時間以上 | 5時間以上 |

- (3) 次の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する、連合の目的の一部について述べたものである。同憲章の規定に照らして、内の(工)、(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

連合の目的は、次のとおりとする。

- () すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間におけるを維持し及び増進すること。
- () 連合の目的として掲げられたすべての目的を達成するため、団体及び機関の連合の活動への参加を促進し及び拡大させ、並びに当該団体及び機関と構成国との間の実りある協力及び連携を促進すること。
- () 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な物的資源、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。
- () 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

<(工)、(オ)の解答群>

通信機器	技術的手段	電気通信
経済援助	国際交流	連携
国際協力	無線通信	情報交換

- (4) 次の文章は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定する、アクセス制御機能の定義について述べたものである。内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

「アクセス制御機能」とは、①特定電子計算機の特定利用を自動的に制御するために当該特定利用に係るアクセス管理者によって当該特定電子計算機又は当該特定電子計算機に電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機に付加されている機能であって、当該特定利用をしようとする者により当該機能を有する特定電子計算機に入力された符号が当該特定利用に係る識別符号(②識別符号を用いて当該アクセス管理者の定める方法により作成される符号と当該識別符号の一部を組み合わせた符号を含む。)であることを確認して、③当該特定利用の全部又は一部について制限するものをいう。

同法律に規定する内容に照らして、上記①～③の下線部分の語句は、。

<(カ)の解答群>

①のみ正しい	②のみ正しい	③のみ正しい
①、②が正しい	①、③が正しい	②、③が正しい
①、②、③いずれも正しい	①、②、③いずれも正しくない	

(5) 次のA～Cの文章は、電気通信主任技術者規則に規定する、資格者証の訂正、再交付等について述べたものである。 内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

- A 資格者証の交付を受けている者は、資格者証を汚し、損じ又は失ったために再交付の申請をしようとするときは、所定の様式の申請書に当該資格者証(資格者証を失った場合を除く。)及び住民票の写しを添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- B 資格者証の交付を受けている者は、資格者証の訂正を受けなければならない事実が生じたときは、資格者証の訂正に代えて、資格者証の再交付を受けることができる。この場合においては、所定の様式の申請書に当該資格者証(資格者証を失った場合を除く。)及び住民票の写し又はこれに類するものであって変更の事実を証明する書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- C 資格者証の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法による死亡又は失そう宣告の届出義務者は、遅滞なくその資格者証を総務大臣に返納しなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (キ) 。

<(キ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

問3 次の問いに答えよ。

(小計20点)

(1) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、特別第二種電気通信事業の用に供する「電気通信設備の損壊又は故障の対策」について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、 内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、 内の同じ記号は、同じ解答を示す。また、同規則第48条の適用除外規定は考慮しないものとする。 (2点×2=4点)

- () 多重変換装置等の伝送設備において当該伝送設備に接続された電気通信回線に共通に使用される機器は、その機能を代替することができる (ア) の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に速やかに当該 (ア) と切り替えられるようにしなければならない。
- () 事業用電気通信設備は、電源停止、共通制御機器の動作停止その他電気通信役務の提供に直接係る機能に (イ) 、これを直ちに検出し、かつ、当該事業用電気通信設備を維持し、又は運用する者に通知する機能を備えなければならない。

<(ア)、(イ)の解答群>

- | | | | |
|---------------------------|----------|-------|------|
| 管理運用機器 | 自営電気通信設備 | 予備の機器 | 附属設備 |
| 一部故障を生じたときに | | | |
| 重大な支障等を及ぼす故障の発生するおそれがあるとき | | | |
| 重大な支障を及ぼす故障等の発生時に | | | |

(2) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、特別第二種電気通信事業の用に供する「電気通信設備の損壊又は故障の対策」における耐震対策について述べたものである。□内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第48条の適用除外規定は考慮しないものとする。(4点)

- () 事業用電気通信設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による①転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられなければならない。
- () 事業用電気通信設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の②接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられたものでなければならない。
- () その故障等により③電気通信役務の提供に直接的又は間接的に係る機能に支障を及ぼすおそれのある事業用電気通信設備及び自営電気通信設備に関する耐震措置は、大規模な地震を考慮したものでなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記①～③の下線部分の語句は、□(ウ)。

<(ウ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい | ②のみ正しい | ③のみ正しい |
| ①、②が正しい | ①、③が正しい | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない | |

(3) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、特別第二種電気通信事業の用に供する「他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止」について述べたものである。□内の(工)、(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- () 事業用電気通信設備は、利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備(以下「接続設備」という。)を損傷するおそれのある□(工)を送出するものであってはならない。
- () 事業用電気通信設備は、接続設備の機能に障害を与えるおそれのある□(オ)を送出するものであってはならない。

<(工)、(オ)の解答群>

- | | | |
|-----------|------|-------|
| 電力、電圧又は電流 | 電気信号 | 高周波信号 |
| 識別符号 | 制御情報 | 量子化雑音 |

(4) 次のA～Cの文章は、端末設備等規則に規定する、用語の定義について述べたものである。
□内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A アナログ電話用設備とは、電話用設備であって、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力とするものをいう。
- B 選択信号とは、主として相手の端末設備を呼び出すための動作をいう。
- C 直流回路とは、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において2線式の接続形式を有するアナログ電話用設備に接続して第一種電気通信事業者の交換設備の動作の開始及び終了の制御を行うための回路をいう。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、□(カ)。

<(カ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

(5) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、特別第二種電気通信事業の用に供する「電気通信設備の損壊又は故障の対策」及び「アナログ電話用設備」について述べたものである。
□内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- () 事業用電気通信設備は、利用者が①端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において、非了解性漏話がないように必要な措置が講じられなければならない。
- () 特別第二種電気通信事業者が設置するアナログ電話用設備は、②利用者の使用に係る端末設備又は当該特別第二種電気通信事業者以外の設置する電気通信設備(以下「電気通信設備等」という。)から選択信号を受信した後、他の一端が電気通信設備等に接続される電気通信回線を捕捉するまでの間に、基礎トラヒックについて、当該アナログ電話用設備により③呼が損失となる確率が0.15以下でなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記①～③の下線部分の語句は、□(キ)。

<(キ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい | ②のみ正しい | ③のみ正しい |
| ①、②が正しい | ①、③が正しい | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない | |

- (1) 次のA～Cの文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、特別第二種電気通信事業の用に供する「他の電気通信設備との責任の分界」について述べたものである。 内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 事業用電気通信設備は、他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界を明確にするため、他の電気通信事業者の電気通信設備との間に分界点を有しなければならない。
- B 事業用電気通信設備は、分界点において他の電気通信事業者が接続する電気通信設備から切り離せるものでなければならない。
- C 事業用電気通信設備は、分界点において他の電気通信設備を切り離し又はこれに準ずる方法により当該事業用電気通信設備の正常性を確認できる措置が講じられていなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ア) 。

<(ア)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

- (2) 次のA～Cの文章は、端末設備等規則に規定する、アナログ電話端末の押しボタンダイヤル信号について述べたものである。 内の(イ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A ミニマムポーズとは、隣接する信号間の休止時間の最小値をいう。
- B 押しボタンダイヤル信号の周波数は、600ヘルツ帯から900ヘルツ帯の間の低群周波数のうちのひとつと1,200ヘルツ帯から1,600ヘルツ帯の間の高群周波数のうちのひとつの組合せで規定されている。
- C 周期とは、信号送出時間とミニマムポーズの和をいう。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (イ) 。

<(イ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

(3) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、絶縁抵抗等について述べたものである。 内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(2点×2=4点)

- () 端末設備の機器は、その電源回路と筐体及びその電源回路と事業用電気通信設備との間に次の絶縁抵抗及び絶縁耐力を有しなければならない。
- a 絶縁抵抗は、使用電圧が300ボルトを超え750ボルト以下の直流及び300ボルトを超え600ボルト以下の交流にあっては、 (ウ) メガオーム以上であること。
- b 絶縁耐力は、使用電圧が750ボルトを超える直流及び600ボルトを超える交流の場合にあっては、その使用電圧の1.5倍の電圧を連続して10分間加えたときこれに耐えること。
- () 端末設備の機器の金属製の台及び筐体は、接地抵抗が (エ) オーム以下となるように接地しなければならない。ただし、安全な場所に危険のないように設置する場合にあっては、この限りでない。

<(ウ)、(エ)の解答群>			
0.1	0.4	1	4
10	70	100	200

(4) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、特別第二種電気通信事業の用に供する電気通信設備の「秘密の保持」について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、 内の(オ)、(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(2点×2=4点)

事業用電気通信設備に利用者の通信の内容その他これに係る情報を蓄積する場合にあっては、当該事業用電気通信設備は、 (オ) を用いて容易にその (カ) することを防止するため、当該利用者のみを与えた識別符号の照合確認その他の防止措置が講じられなければならない。

<(オ)、(カ)の解答群>	
当該利用者以外の者が端末設備又は自営電気通信設備	
当該利用者が端末設備又は自営電気通信設備	
当該利用者以外の者が事業用電気通信設備	
当該利用者が電気通信回線設備	
標識符号を認識	情報を知得し、又は破壊
漏えいする通信の内容を照合	音声信号を制御

(5) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、特別第二種電気通信事業の用に供する「電気通信設備の損壊又は故障の対策」における事業用電気通信設備を設置する建築物等について述べたものである。 内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第48条の適用除外規定は考慮しないものとする。 (4点)

事業用電気通信設備を収容し、又は設置する建築物及びコンテナ等は、次の各項に適合するものでなければならない。

- () 風水害その他の自然災害及び火災の被害を容易に受けにくい環境に設置されたものであること。ただし、やむをえず本項に規定する被害を受けやすい環境に設置されたものであって、防水壁又は防火壁の設置その他の必要な防護措置が講じられているものは、この限りでない。
- () 当該事業用電気通信設備を安全に設置することができる遮音性及び拡張性に富むものであること。
- () 当該事業用電気通信設備が安定に動作する温度及び湿度を維持することができること。
- () 当該事業用電気通信設備を収容し、又は設置する通信機械室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に事業用電気通信設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。

同規則に規定する内容に照らして、()~()の文章のうち、誤っているものは、 (キ) である。

<(キ)の解答群>

() () () ()

- (1) 次のA～Cの文章は、有線電気通信法に規定する、設備の検査等及び設備の改善等の措置について述べたものである。 内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 総務大臣は、有線電気通信法の施行に必要な限度において、有線電気通信設備を設置した者からその設備に関する報告を徴し、又はその職員に、その事務所、営業所、工場若しくは事業場に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類を検査させることができる。なお、この立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のためにも認められているものである。
- B 総務大臣は、有線電気通信設備を設置した者に対し、その設備が有線電気通信法第5条の技術基準に適合しないため他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与え、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えると認めるときは、その妨害、危害又は損傷の防止又は除去のため必要な限度において、その設備の使用の停止又は改造、修理その他の措置を命ずることができる。
- C 総務大臣は、有線電気通信法第3条(有線電気通信設備の届出)第2項に規定する有線電気通信設備(同項の総務省令で定めるものを除く。)を設置した者に対しては、その設備につき通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、その他その設備の運用が適切でないため他人の利益を阻害すると認めるときは、その支障の除去その他当該他人の利益の確保のために必要な限度において、その設備の改善その他の措置をとるべきことを勧告することができる。

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ア) 。

<(ア)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

- (2) 次のA～Cの文章は、有線電気通信設備令及び有線電気通信設備令施行規則に規定する定義について述べたものである。 内の(イ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A ケーブルとは、光ファイバ並びに光ファイバ以外の絶縁物及び保護物で被覆されている電線をいう。
- B 絶縁電線とは、絶縁物のみで被覆されている電線をいう。
- C 強電流絶縁電線とは、絶縁物及び保護物で被覆されている強電流電線をいう。

同令及び同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (イ) 。

<(イ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

- (3) 次の文章は、有線電気通信設備令及び有線電気通信設備令施行規則に規定する、使用可能な電線の種類、線路の電圧等について述べたものである。これらの規定に照らして、内の(ウ)、(エ)に最も適したものを下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

有線電気通信設備に使用する電線は、絶縁電線又はケーブルでなければならない。ただし、絶縁電線又はケーブルを使用することが困難な場合において、他人の設置する有線電気通信設備に (ウ) を与えるおそれがなく、かつ、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれのないように設置する場合は、この限りでない。

通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の線路の電圧は、100ボルト以下でなければならない。ただし、電線として、 (エ) を使用するとき、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えるおそれがないときは、この限りでない。

<(ウ)、(エ)の解答群>

妨害	絶縁電線のみ	損害
誤信号	地中電線のみ	ケーブルのみ
強電流絶縁電線	影響	

- (4) 次のA～Cの文章は、有線電気通信設備令及び有線電気通信設備令施行規則に規定する、屋内電線と大地間及び屋内電線相互間の絶縁抵抗、通信回線の電力及び通信回線の平衡度について述べたものである。内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 屋内電線(光ファイバを除く。)と大地との間及び屋内電線相互間の絶縁抵抗は、直流100ボルトの電圧で測定した値で、1メガオーム以上でなければならない。
- B 通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の電力は、絶対レベルで表わした値で、その周波数が音声周波であるときは、プラス10デシベル以下、高周波であるときは、プラス20デシベル以下でなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- C 通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の平衡度は、1,000ヘルツの交流において58デシベル以上でなければならない。ただし、通信回線が線路に直流又は低周波の電流を送るものであるときは、この限りでない。

同令及び同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (オ)。

<(オ)の解答群>

Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい	A、B、Cいずれも正しくない	

(注) 記述中の「メガオーム」は、「メガオーム」と同じ単位である。

(5) 次の()~()の文章は、有線電気通信設備令施行規則に規定する、架空電線の高さについて述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(カ)、(キ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、内の同じ記号は、同じ解答を示す。
(2点×2=4点)

- () 架空電線の高さは、架空電線が横断歩道橋の上にあるときは、その路面から (カ) 以上でなければならない。
- () 架空電線の高さは、架空電線が鉄道又は軌道を横断するときは、軌条面から (キ) (車両の運行に支障を及ぼすおそれがない高さが (キ) より低い場合は、その高さ)以上でなければならない。
- () 架空電線が河川を横断するときは、舟行に支障を及ぼすおそれがない高さでなければならない。

<(カ)、(キ)の解答群>

2.5メートル	3メートル	3.5メートル	4メートル
4.5メートル	5メートル	6メートル	8メートル